

令和6年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 令和6年8月2日（金） 午後1時40分～午後2時40分
場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎3階 庁議室

出席委員氏名 神野 雅文 （愛媛大学研究・産学連携推進機構 知的財産本部長）
山内 浩 （愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
高橋 竜平 （伊予銀行 八幡浜支店副支店長）
市出席者 菊池 司郎 （副市長）
藤堂 耕治 （総務企画部長）
垣内 千代紀 （産業建設部長）
松野 好真 （財政課長）
繁木 一人 （契約検査室長）
宮下 研作 （契約検査室工事検査係長）
梅木 佑太 （契約検査室契約係主事）

議題

緊急議題 委員の代理出席について

三好 英仁 氏（伊予銀行 八幡浜支店長）の欠席により、
高橋 竜平 氏（伊予銀行 八幡浜支店副支店長）の代理出席
を承認

議題1 抽出議案の審議について

(様式第4号)

令和6年度 第1回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和6年8月2日(金)午後1時40分から午後2時40分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 神野 雅文 (愛媛大学研究・産学連携推進機構 知的財産本部長) 委員 山内 浩 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委員 高橋 竜平 (伊予銀行 八幡浜支店副支店長)	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
抽出案件	5件(別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、山内委員が案件を抽出
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No.	件名	入札方式
1	05単病建委第41号3 市立八幡浜総合病院医師住宅A棟改築機械設備工事	一般競争入札
2	05国補水第1号 川名津漁港機能保全工事	指名競争入札
3	05道改第1号 市道日之地須川奥線道路改良工事	指名競争入札
4	05水単第18号 川筋水源地受変電設備更新工事	指名競争入札
5	05社障第1号 いきいきプチファーム温水ボイラー入替工事	随意契約

意見・質問	回答
<p>1. 05単病建委第41号3 市立八幡浜総合病院医師住宅A棟改築機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要に医師住宅建替1棟23戸新築とあるが、本案件は、機械設備工事のみでの発注で間違いないか。 ・ 2者が調査基準価格と同額での応札だが、このように正確な積算が可能なのか。 ・ それならば調査基準価格を事後公表にする意味がないのではないか。 ・ 調査基準価格が予定価格の92%を超えた場合は92%とするという内容はHP等で公表しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間違いない。 ・ 積算方法については公表しており、積算を行う能力があれば十分可能と考えている。本市は国に準拠して調査基準価格が予定価格の92%を超えた場合は92%としており、それにより算出している可能性もある。 ・ 調査基準価格が92%を超えていない場合もあるため、事後公表としている。 ・ 要領をHPにて公表している。
<p>2. 05国補水第1号 川名津漁港機能保全工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3者での指名競争入札で、2者は辞退、また落札率も100%という結果だが、原因はなにか。また、指名しても辞退はよくあるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手持ち工事が多い、配置体制が整わないなどのほか、発注時期等の関係で辞退や落札率が高くなったものとする。 過去においては、手持ち工事が少ない時期等もあったが、現在は入札不調になるケースも発生しており、入札を辞退することが特別な状況ではなくなっている。

<ul style="list-style-type: none"> ・条件等が悪いなどそういった原因はないのか。 ・港湾工事の指名業者は常にこの3者だけなのか。 <p>3. 05道改第1号 市道日之地須川奥線道路改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木A等級は3者しかいないのか。またA等級に発注する工事はいくら以上か。 ・工種が土木の1500万円以上の工事はすべてこの3社が受注しているのか。 ・一般競争入札の場合は、市外業者も入札参加可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防波堤が沈下している状況を直すものであり、単純な工事である。 ・自社船を所有しているのがこの3社であるため、その通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、土木A等級は3者だけである。また、A等級に発注する工事は1500万円以上である。 ・その通りである。 ・原則として、市内業者で施工可能なものについては市内業者に発注している。また、3者揃えば競争性が発揮され则认为している。一般競争入札においても、本市は事前審査型であり条件があるため、市内で3者揃えば市内業者で行い、3者揃わない場合は市外、県外へと条件を広げることとしている。
<p>4. 05水単第18号 川筋水源地受変電設備更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気のA等級は3者だけなのか。 ・A等級業者はどのように決定しているのか。また3者から増えることもあり得るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りである。 ・各等級については、経営審査等により決定している。しかし、業者の技術的レベル等もあり総合的に判断しており増えることもある。

5. 0 5 社障第 1 号

いきいきプチファーム温水ボイラー入替
工事

・随意契約の場合、今まで 1 者での見積であったと思うが、3 者から見積を取った理由はあるか。

・基本的には 2 者以上から見積を徴取し見積合わせを行う必要がある。1 者の場合は特別な理由がある場合のみである。